

○安芸高田市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要領

平成16年7月21日

訓令第49号

改正 平成25年7月4日訓令第11号 平成27年5月1日訓令第11号

平成29年5月26日訓令第11号 令和元年5月29日訓令第9号

令和3年4月7日訓令第10号 令和5年5月15日訓令第13号

(目的)

第1条 測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第3条に規定する資格審査(以下「資格審査」という。)については、この要領の定めるところによる。

(総合数値)

第2条 資格審査は、客観的事項及び主観的事項について、それぞれ業務分野別に点数を付与し、両数値を加算して総合数値を算出することによって行う。

(客観的事項の評価)

第3条 第2条の客観的事項についての点数(以下「客観数値」という。)は、別紙1に定めるところにより算出した数値とする。

(主観的事項の評価)

第4条 第2条の主観的事項についての点数(以下「主観数値」という。)は、別紙2に定めるところにより算出した数値とする。

(認定期間中の取扱い)

第5条 いったん認定した業務分野別の総合数値、客観数値及び主観数値(以下「数値等」という。)は、認定が有効である間変更しない。なお、既に資格認定を受けている者から、同一の認定期間中に業務部門の追加申請があった場合、新たな分野についてのみ数値等を算出するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年8月1日から施行する。

附 則(平成25年7月4日訓令第11号)

この訓令は、平成25年7月4日から施行する。

附 則(平成27年5月1日訓令第11号)

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成29年5月26日訓令第11号)

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(令和元年5月29日訓令第9号)

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和3年4月7日訓令第10号)

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和5年5月15日訓令第13号)

この訓令は、令和5年6月1日から施行する。

客観数値の算出方法について

客観数値は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）への記載内容（技術者に係るものは、申請書に添付された技術者経歴書への記載内容）をもとに、次の算式によって計算した値とする。

$$\text{算式：} 3 \times A + B + C + D$$

ただし、この式において、A、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A (1)による業務分野別実績高点数
 B (2)による自己資本額点数
 C (3)による技術者点数
 D (4)による営業年数点数

- (1) 業務分野別年間平均実績高点数は、業務分野別年間平均実績高の金額に応じ、別表1の点数の欄に掲げる式により算出した点数とする。
- (2) 自己資本額点数は、自己資本額を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値（別表2において「自己資本額数値」という。）に応じ、別表2の点数の欄に掲げる点数とする。
- (3) 技術者点数は、別表3の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同欄の中欄に掲げる者の数に2を、同欄の右欄に掲げる者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表4において「合計数値」という。）に応じ、別表4の点数の欄に掲げる式により算出した点数とする。
- (4) 営業年数点数は、営業年数に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。

別表 1

年間平均実績高 X	点数 (小数点以下の端数切り捨て)
20 億円以上	30
10 億円以上 20 億円未満	$20 + (X - 10 \text{ 億}) / 1 \text{ 億}$
5 億円以上 10 億円未満	$15 + (X - 5 \text{ 億}) / 1 \text{ 億}$
1 億円以上 5 億円未満	$10 + (X - 1 \text{ 億}) / 8000 \text{ 万}$
1 億円未満	$X / 1000 \text{ 万円}$

別表 2

自己資本額数値	点数
10 以上	30
5 以上 10 未満	20
5 未満	10

別表 4

合計数値 Z	点数 (小数点以下の端数切り捨て)
110～	150
65～109	$100 + (Z - 65) \times 10 / 9$
40～ 64	$75 + (Z - 40)$
15～ 39	$50 + (Z - 15)$
～ 14	$Z \times 50 / 15$

別表 5

営業年数	点数
35 年以上	30
25 年以上 35 年未満	25
15 年以上 25 年未満	20
5 年以上 15 年未満	15
5 年未満	10

別表 3

業務分野	有資格者		
測量	測量士	測量士補(測量士を除く。)	
建築関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・構造設計1級建築士 ・設備設計1級建築士 ・1級建築士(構造設計1級建築士及び設備設計1級建築士を除く) ・建築設備士 	<ul style="list-style-type: none"> ・2級建築士(構造設計1級建築士・設備設計1級建築士及び1級建築士を除く) ・建築積算資格者 	
土木関係建設コンサルタント業務	<p>技術士のうち第2次試験の技術部門を次の部門とするものに合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械部門(選択科目を流体機械、建設、鉱山、荷役及び運搬機械又は機械設備に限る。) ・電気電子部門 ・建設部門 ・農業部門(選択科目を農業土木に限る。) ・森林部門(選択科目を森林土木に限る。) ・水産部門(選択科目を水産土木に限る。) ・情報工学部門 ・応用理学部門(選択科目を地質に限る。) ・上下水道部門 ・総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(記載のない部門については全ての選択科目)とするものに限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1級土木施工管理技士 ・計量士(環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。) ・第1種電気主任技術者 ・第1種伝送交換主任技術者 ・線路主任技術者 ・RCCM ・構造設計1級建築士 ・設備設計1級建築士 ・1級建築士(構造設計1級建築士及び設備設計1級建築士を除く) ・建築設備士 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント業務実務経験者
地質調査業務	<p>技術士法のうち第2次試験の技術部門を次の部門とするものに合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設部門(選択科目を土質及び基礎に限る。) ・応用理学部門(選択科目を地質に限る。) ・総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者 ・技術士法のうち第2次試験の技術部門を次の部門とするものに合格した者(左欄に掲げる部門を除く。) ・建設部門 ・農業部門(選択科目を農業土木に限る。) ・森林部門(選択科目を森林土木に限る。) ・水産部門(選択科目を水産土木に限る。) ・応用理学部門 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士のうち第2次試験の技術部門を機械部門とするものに合格した者 ・1級土木施工管理技士 ・構造設計1級建築士 ・設備設計1級建築士 ・1級建築士(構造設計1級建築士及び設備設計1級建築士を除く) ・社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験の地質又は土質及び基礎の部門に合格し、登録を受けている者 ・建築設備士
補償関係コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・測量士 ・構造設計1級建築士 ・設備設計1級建築士 ・1級建築士(構造設計1級建築士及び設備設計1級建築士を除く) ・技術士 ・建築設備士 	<ul style="list-style-type: none"> ・司法書士 ・測量士補(測量士を除く。) ・2級建築士(構造設計1級建築士・設備設計1級建築士及び1級建築士を除く) ・公認会計士 ・税理士 ・中小企業診断士 ・建築積算資格者 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計士補(公認会計士を除く。) ・用地調査等業務実務経験者 ・公共用地取得実務経験者
その他	上記の全て	上記の全て(左欄該当者を除く。)	上記の全て(左欄該当者を除く。)

(注)

- 1 上記の各資格は、関係法令等に基づき免許、登録、資格者証・免状の交付等を受け、現に有効なもの
なければならない。
- 2 建設コンサルタント業務実務経験者とは次のいずれかに掲げる者をいう。
 - ① 学校教育法による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の
工学に関する科目(橋梁工学、土質工、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に
関する学科を含む。以下同じ。)を習得し、建設コンサルタント業務(建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理する
ことをいう。以下同じ。)に20年以上の実務経験を有する者
 - ② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント業
務に22年以上の実務経験を有する者
 - ③ 建設コンサルタント業務に25年以上の実務経験を有する者
- 3 用地調査等業務実務経験者とは次のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償、特殊補償、事業損失、補償関連)
のいずれかに係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者
 - ② 補償業務全般に関する指導監督の実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者
 - ③ (一社)日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格を有する者で、(一財)公共用地
補償機構の行う「補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修」を終了した者
- 4 公共用地取得実務経験者とは、国、地方公共団体等において、公共用地の取得等に関する実務の経験を
10年以上有する者をいう。

主観数値の算出方法について

- 1 安芸高田市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要領（平成 16 年 7 月 21 日制定）第 4 条に規定する主観数値の算出は、2 以下に定める方法によるものとする。
- 2 主観数値の算出に用いる「測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め」（令和 4 年 10 月 19 日安高企財公示第 4 号。以下「公示」という。）の第一の 2 の主観的事項の範囲は次のとおりとする。

(1) 市の指名除外の状況

令和 3 年 4 月 1 日以降、令和 5 年 3 月末日までの間に、建設業者等指名除外要綱（平成 16 年訓令第 77 号）第 2 項第 1 号の規定により指名除外の措置を決定した者に対する当該指名除外を行った月数の合計値（以下「指名除外月数」という。）ただし、建設業者等指名除外要綱別表 18 に基づく指名除外期間は含めない。

3 主観数値の算出は、次の算式によって計算した値とする。

$$\text{主観数値} = \text{業務成績数値} + \text{指名除外等数値} + \text{その他数値}$$

【指名除外等数値】

指名除外等月数×－4点

【その他数値】

- (1) 県内にある本支店・営業所が、ISO9001の認証を取得している場合 5点
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和34年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した場合、又は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用の義務のない者が、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している場合 5点
- (3) 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度において登録されている場合 5点
- (4) 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体（マイロード・ラブリバー認定団体）として認定を受けている場合 5点
- (5) 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を受けている場合 5点
- (6) 広島保護観察所から協力雇用主として登録を受けている場合又は公益財団法人暴力追放広島県会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合 5点
- (7) 建設系CPD学習単位数、測量CPD学習単位数又は建築CPD認定時間数について、業者ごとに合計した学習単位数又は認定時間数を次の表に当てはめて配点する。

分野		土木関係コンサルタント分野 地質調査分野	測量分野	建築コンサルタント分野
評価対象		建設系CPD協議会加盟団体が証明するCPD	測量系CPD協議会が証明するCPD	建築CPD運営会議が証明するCPD
配点	10	500以上	200以上	
	8	300以上 500未満	100以上 200未満	
	6	200以上 300未満	50以上 100未満	
	4	100以上 200未満	20以上 50未満	
	2	1以上 100未満	1以上 20未満	